

1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和元年11月26日(火)
開会 午前10時 3分
閉会 午前11時12分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 鬼頭博和
(委員) 片岡健一郎、堀 巖、梶谷規子
梅村均議長、関戸郁文副議長
大野慎治議員、水野忠三議員、宮川隆議員

5 欠席議員 なし

6 説明員 行政課長 佐野剛、議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

(1) 9月定例会について

①議案の上程について

行政課長：資料に基づき説明

質疑なし。

②会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

堀委員：厚生・文教常任委員会の委員会代表質問はないか。

大野議員：3月定例会に予定する。

大野議員：追加議案に備え、全員協議会をいつに予定するか。公共施設再配置検討協議会も予備日に予定したい。また、議会広報委員会について、12月2日の財務常任委員会協議会の終了後に開催したい。

須藤委員長：12月17日午前10時から公共施設再配置検討協議会を開催する。また、同日の公共施設再配置検討協議会終了後に議会広報委員会を開催する。

梅村議長：12月定例会に係る議会だより作成日程が時間的にも量的にも困難なものとなっている。一般質問の原稿締切を定例会後では厳しいと思われる。

大野議員：議会広報委員会の中でしっかり設定したい。

須藤委員長：原稿の提出は速やかにお願いしたい。

梅村議長：総務・産業建設常任委員会は、例年、商工会から陳情書が提出さ

れて意見陳述に来庁される。人事案件もあるため、適切な委員会運営に努めていただきたい。

片岡委員：商工会の意見陳述はあるのか。

梅村議長：まだ陳情書の提出がなく、確認できていない。

須藤委員長：人事案件、請願・陳情の件数も未定なことから、予定している1日では、全ての委員会審査が終了しないことも考えられる。

鬼頭副委員長：予備日に総務・産業建設常任委員会2日目を予定しておいてはどうか。

須藤委員長：12月13日（金）午前10時を総務・産業建設常任委員会の予備日とする。また、12月16日（月）午前10時に全員協議会、午後1時30分に議会基本条例推進協議会を実施する。先程決したが、12月17日（火）午前10時に公共施設再配置検討協議会、その終了後に議会広報委員会とする。

宮川議員：総務の委員長の辞表は議長が預かっているか、確認である。

梅村議長：副委員長あてに提出されているので、副委員長である。

③議案精読時間について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

15分間と決した。

④一般質問発言順序について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

14名の議員から一般質問の通告があり、順番はくじにより次のとおりと決した。

12月10日（火）

谷平敬子議員、鬼頭博和議員、宮川隆議員、大野慎治議員、井上真砂美議員

12月11日（水）

水野忠三議員、黒川武議員、堀巖議員、関戸郁文議員、榎谷規子議員

12月12日（木）

木村冬樹議員、須藤智子議員、片岡健一郎議員、伊藤隆信議員

⑤請願及び陳情について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

須藤委員長：送付先を決めたい。

陳情第21号から第23号を厚生・文教常任委員会に、陳情第24号から第26号までを総務・産業建設常任委員会に、陳情第27号を議会運営委員会に送付することに決した。なお、提出された陳情はいずれも意見陳述はなし。

⑥新年度予算（議会関連分）について
議会事務局統括主査：資料に基づき説明
訂正分を了承することに決した。

⑦その他

（議場防災訓練について）

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

須藤委員長：避難は8階の東階段前までで良いか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

宮川議員：報道機関への通知は行うか。

議会事務局統括主査：庁舎避難訓練時は行っていないそうなので、行う予定はない。

各委員：報道機関に流してはどうか。

大野議員：シティプロモーションである。

梅村議長：各委員の意見から報道機関へ情報提供していくものとする。

須藤委員長：事務局から報道機関へ情報提供するようお願いする。

（本会議会議録について）

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

大野議員：申出があった場合のみ訂正するというところでどうか。過去にも遡らないということで決したのでは。

堀委員：ネット上のものだけ手を加えるのは良いと考えるが、どのように手法を考えているか。

議会事務局統括主査：該当部分を○に置き換える。

堀委員：この手順については文書で保存しておいた方が良いと考えるがどうか。

議会事務局統括主査：決裁に残すつもりである。

片岡委員：現在は対応されているようだが、今後、同様の申出があった場合はその都度協議するのか。

議会事務局統括主査：今回の件は10年前の案件であることを考えると、今後同様の申出は数少ないと判断する。今回の決定が今後の手法の指針にな

ると考えている。

(選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について)

梅村議長：候補者が上がってきているが、これまで選挙の方法は指名推選としてきた。代表者会においても指名推選でまとまったところではあるが、この手法について決していただきたい。

堀委員：公選しないというところで、各種の委員を兼ねている方が見受けられる。執行機関の推薦も理解できるところではあるが、市民の中には意欲のある方もあると思われる。公選しない理由は何か。このような話は代表者会の冒頭でなかったか。

梅村議長：特にない。議会が候補者を探してくることもあるようだ。いろんな議会があるようだが、岩倉市議会は慣例で実施してきた。

大野議員：将来的には市議会サポーターから選挙される候補者になり得る方も出てくるかもしれない。

堀委員：今後はあるべき姿を考えることも必要と思われる。

行政課長：近隣自治体の動向も踏まえ今後はお願いしたい。

須藤委員長：今年度は指名推選で選挙を行うこととする。

(請願・陳情の陳述人の動画撮影について)

大野議員：請願・陳情の審査において、陳述人が陳述する席から動画撮影を行った。これは傍聴席における動画撮影ではないので、その時は認めてしまったが再度確認いただきたい。

須藤委員長：録音、動画は傍聴規則によって傍聴席からは認められている。

堀委員：傍聴規則は傍聴席のことであって、このことは規程に定められていない。

宮川議員：この場で協議しなくても議会基本条例推進協議会のチームで取り扱うこともできる。

堀委員：まずは議会基本条例推進協議会に諮ってはどうか。

関戸副議長：了解する。

水野議員：請願・陳情における陳述人の意見陳述を傍聴席から録画するのは可能であるか。現在の傍聴規則ならば許されることになると思うが。撮影されたくないと思われた方もいると思うが、撮影する自由と撮影されない自由に取り決めがないと思われる。

須藤委員長：意見陳述する市民を撮影するときは委員長が許可を取る。

宮川議員：水野議員が懸念するように撮られたくないならばそれを申し出て、基本的に傍聴席は撮ることが許されている席なので。

須藤委員長：陳述人の申出があれば委員長の判断で撮影の許可を出すという

ことで良いか。

堀委員：規則も大切だが肖像権の侵害にならないような配慮を優先して気を付けなくてはならない。

須藤委員長：この件は議会基本条例推進協議会の場で協議するものとする。

(その他)

梅村議長：何点か話を詰めておく必要がある。「政務活動費に係る利息の取扱いについて」、「慣例・実例集の整理」、また12月定例会中に3月定例会の会期案を固めて行きたい。

堀委員：インターネット上の会議録の公開は、その都度諮るのではなくて、ルール化して運用すれば良いのであって、例えば、議事録の公開に関する内規を作っておけば、その時々議長決裁で済むことと思われる。

行政課長：先日開催の全員協議会資料に対し訂正箇所があるので、正誤表を各議員へ配付したい。

10 その他